

証券コード 7815
平成30年6月4日

株 主 各 位

東京都江東区新木場二丁目11番1号
東京ボード工業株式会社
代表取締役社長 井 上 弘 之

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご厚情を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月19日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月20日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区新木場一丁目18番8号
木材会館 7階 檜のホール（末尾のご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第73期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

-
- ◎当日の受付開始時間は午前9時30分を予定しております。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。
- ◎当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
- ◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.t-b-i.co.jp>）において、掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、建設業、物流業及び廃棄物の中間処理業者より排出される木質廃棄物を原材料として再資源化し、住宅用建材とするパーティクルボード「E・V・Aボード」を製造及び販売する木材環境ソリューションを主要な事業としております。

(2) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の経済政策や日本銀行の金融緩和の実施等を背景として、前年に引き続き景気は緩やかな回復基調が続いているものの、地政学的なリスクから株式市場及び為替市場が乱高下するなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

また、当社グループが事業の主体を置く住宅市場においては、平成29年度の新設住宅着工戸数が3年ぶりに減少となり、戸建て住宅は増加したもののマンションが2年連続で減少したため、分譲住宅全体は減少となり依然として厳しい状況が続いております。このような経営環境のもと、当社グループでは、床板を中心とする製造から構造材を中心とした幅広い商品戦略を展開するため、最新鋭のパーティクルボード製造設備を設置する佐倉工場を千葉県佐倉市に建築いたしました。

当連結会計年度の業績は、素板及び加工品の販売が堅調に推移したものの、佐倉工場への人員及び製造機器の移管に伴う稼働の一時停止などが影響し、売上高は5,921,658千円（前年同期比0.5%減）となり、佐倉工場の稼働開始にともなう減価償却の開始により、営業損失は877,164千円（前年同期は、653,274千円の利益）、経常損失は972,821千円（前年同期は、485,938千円の利益）となりました。また、WPC事業の収支計画見直しにともない、特別損失として減損損失211,274千円を計上し、税金等調整前当期純損失は1,256,198千円（前年同期は、489,777千円の利益）となり、親会社株主に帰属する当期純損失は1,402,877千円（前年同期は、217,512千円の利益）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

① 木材環境ソリューション事業

マンション用床材を中心としたパーティクルボード販売は、素板及び加工品の販売が堅調に推移したものの、佐倉工場への人員及び製造機器の移管に伴う稼働の一時停止などが影響し、売上高は5,495,958千円（前年同期比0.8%減）となりました。また、佐倉工場の稼働開始にともなう初年度の減価償却負担により、セグメント損失（営業損失）は855,264千円（前年同期は686,731千円の利益）となりました。

② ファシリティ事業

テナントの稼働は堅調に推移し、売上高425,700千円（前年同期比3.4%増）、セグメント利益（営業利益）は198,040千円（前年同期比1.1%減）となりました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資は、有形固定資産・無形固定資産を併せ総額7,905,537千円であります。内訳といたしましては、主として佐倉工場の建物及び製造設備であります。

- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当する事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受の状況
該当する事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当する事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当する事項はありません。

(8) 対処すべき課題

① 循環型社会構築への取り組み

当社グループは、循環型社会形成推進基本法に則り、大手ゼネコンと「木質資源リサイクル推進協定」を締結し、建設現場での木質廃棄物のゼロ・エミッションに取り組んでおります。地球環境改善事業である当社グループの木材環境ソリューション事業を深くご理解頂き、お客様と共に循環型社会を構築することにより社会貢献の増大を目指しております。

② 従業員の意欲、能力の向上

当社グループは、「リサイクリングで地球環境の未来を創る」の経営理念のもと、当社グループの企業活動（地球環境改善事業）に、従業員一人一人が生きがいをもって取り組むことができるように邁進しております。また、従業員の目標設定や成果等の査定方法を明確にして適正に評価し、従業員に対する研修の実施や各種資格取得の奨励・補助を行うことを通じて、モチベーション及び能力の向上を目指しております。

③ コスト削減

当社グループの主力製品であるパーティクルボードは、主たる原材料を木質廃棄物としておりますが、その他の原材料は、石油系の接着剤などが大部分を占めており、原油価格や為替相場の影響を受けやすいものとなっております。今後も原油価格の高騰や円安の進行などによっては、原材料価格に大きな変動があるものと予測されるため、それらに対応すべく当社グループでは、コスト削減を徹底することとしており、接着剤使用量の更なる削減及び原材料購入費の見直し等を行うとともに、生産性の向上に努めております。

④ 研究開発

目まぐるしく変化する市場環境の中、当社グループは、お客様のニーズを積極的に捉え、地球環境に配慮した高付加価値製品を開発していくことが経営の重要課題であると認識しております。主力製品「E・V・Aボード」の用途開発を中心に、競争力があり独自性の高い製品の研究開発に積極的に取り組み、更なる成長発展を目指しております。

⑤ 木質廃棄物の確保

燃料として焼却処分（サーマルリサイクル）されてしまう木質廃棄物を、少しでも多くパーティクルボードとして再生（マテリアルリサイクル）することで、より多くのCO₂を削減し、「リサイクリングで地球環境の未来を創る」という経営理念を実現してまいります。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

科 目	第70期 平成27年3月期	第71期 平成28年3月期	第72期 平成29年3月期	第73期 平成30年3月期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	6,043,385	5,620,446	5,950,589	5,921,658
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	595,449	507,554	217,512	△1,402,877
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	239.41	198.24	84.90	△547.48
総資産 (千円)	11,584,557	11,433,806	24,950,642	24,310,088
純資産 (千円)	4,948,737	5,436,694	5,673,966	4,288,982
自己資本比率	39.7 %	43.9 %	20.8 %	15.4 %

- (注) 1. 千円未満は切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
3. 売上高には消費税等は含まれておりません。
4. 当社は、第71期より「役員報酬BIP信託」を導入しております。当該信託が所有する当社株式については、連結計算書類において自己株式として計上しております。このため、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、期中平均発行済株式総数の計算において当該株式数を控除する自己株式に含めております。

② 当社の財産及び損益の状況

科 目	第70期 平成27年3月期	第71期 平成28年3月期	第72期 平成29年3月期	第73期 平成30年3月期 (当期)
売上高 (千円)	4,879,784	4,307,638	4,605,270	4,530,608
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	516,980	412,299	59,023	△1,515,682
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	207.86	161.03	23.04	△591.50
総資産 (千円)	10,413,779	10,102,232	23,371,609	22,532,447
純資産 (千円)	4,104,399	4,436,114	4,451,964	2,892,523
自己資本比率	39.4 %	43.9 %	19.0 %	12.8 %

- (注) 1. 千円未満は切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
3. 売上高には消費税等は含まれておりません。
4. 当社は、第71期より「役員報酬BIP信託」を導入しております。当該信託が所有する当社株式については、計算書類において自己株式として計上しております。このため、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、期中平均発行済株式総数の計算において当該株式数を控除する自己株式に含めております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況（平成30年3月31日現在）

① 重要な親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権 比 率	主な事業内容	所 在 地
ティー・ビー・ロジステ ィックス株式会社	12,000千円	100%	一般貨物運送事業及び 産業廃棄物の収集運搬業	埼玉県八潮市
T B 関西物流株式会社	13,000千円	100%	一般貨物運送事業及び 産業廃棄物の収集運搬業	奈良県奈良市
株式会社カリブ	10,000千円	100%	ショッピングモールの運営	東京都足立区
横浜エコロジー株式会社	10,000千円	51%	木質廃棄物の処理及び 木質チップの製造販売	神奈川県横浜市

③ 特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

(11) 主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

① 当社

本 社：東京都江東区新木場二丁目11番1号

工 場：新木場リサイクリング工場（東京都江東区）

合板・加工工場（東京都江東区）、埼玉工場（埼玉県八潮市）、

佐倉工場（千葉県佐倉市）

② 子会社

「(10) ② 重要な子会社の状況」をご参照ください。

(12) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
223（42）名	19名増（1名減）

（注）従業員数は就業人員数であり、（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であり、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
129（12）名	17名増（2名減）	41.8 歳	8 年 0 ヶ月

（注）従業員数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であり、（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であり、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(13) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,396 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,433 百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	472 百万円
株式会社三井住友銀行	469 百万円
株式会社商工組合中央金庫	2,300 百万円
株式会社りそな銀行	2,100 百万円
株式会社横浜銀行	1,050 百万円
株式会社千葉銀行	1,050 百万円

Ⅱ．会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 13,120,000 株
 (2) 発行済株式総数 3,660,369 株 (自己株式 1,014,892 株を含む)
 (3) 株主数 739 名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
井上 弘之	744,543 株	28.14 %
セイホク株式会社	270,000 株	10.20 %
T・B・H株式会社	235,535 株	8.90 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口・7 5 8 4 3 口)	83,086 株	3.14 %
J Kホールディングス株式会社	78,070 株	2.95 %
東京ボード工業従業員持株会	64,250 株	2.42 %
吉野石膏株式会社	58,900 株	2.22 %
株式会社みずほ銀行	50,000 株	1.89 %
株式会社三菱東京UFJ銀行	50,000 株	1.89 %
高橋 新	47,800 株	1.80 %

- (注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 役員報酬B I P信託口・75843口名義の株式83,086株は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が保有する当社株式を取締役の株式報酬信託として信託設定したものであり、議決権については、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が指図権を留保しております。なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、上記のほか34,100株(持株比率1.28%)の当社株式を保有しております。

Ⅲ. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成30年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	井 上 弘 之	—	ティー・ビー・ロジスティックス株式会社 取締役会長 株式会社カリブ 取締役会長 横浜エコロジー株式会社 代表取締役専務 T・B・H株式会社 代表取締役 ボード株式会社 社外取締役
取締役	石 毛 正 広	製造担当	ティー・ビー・ロジスティックス株式会社 取締役 TB関西物流株式会社 取締役
取締役	尾 股 拓 彦	経営管理部長	—
取締役	井 上 守	—	株式会社オーシカ 顧問
取締役	只 腰 由紀夫	—	ボード株式会社 代表取締役社長 日本住宅パネル工業協同組合 理事
常勤監査役	菅 野 英 治	—	ティー・ビー・ロジスティックス株式会社 監査役 TB関西物流株式会社 監査役 株式会社カリブ 監査役
監査役	小 堀 優	—	みらい総合法律事務所 パートナー弁護士 アイ・アール債権回収株式会社 取締役
監査役	芳 木 亮 介	—	Y Plus Advisory株式会社 代表取締役 芳木公認会計士事務所 代表 株式会社メディアサポート 社外監査役 リニューアブル・ジャパン株式会社 社外監査役

- (注) 1. 井上守氏及び只腰由紀夫氏は、社外取締役であります。
2. 小堀優氏及び芳木亮介氏は、社外監査役であります。
3. 取締役井上守氏は、他の会社の経営者として、住宅建築や建材など多岐にわたる分野において幅広い見識と豊富な経験を有するものであります。
4. 取締役只腰由紀夫氏は、他の会社の経営者として、住宅建築や建材など多岐にわたる分野において幅広い見識と豊富な経験を有するものであります。
5. 監査役小堀優氏は、弁護士資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。同氏につきましては、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
6. 監査役芳木亮介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。同氏につきましては、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
7. 平成29年8月31日をもって、常勤監査役石毛哲男氏は辞任により退任いたしました。
8. 平成29年8月31日、常勤監査役石毛哲男氏の退任により、当社監査役会は員数を欠くことになったことから、補欠監査役菅野英治氏が直ちに監査役に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができるものとしております。

(3) 取締役、監査役ごとの報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	5 名 (2 名)	45,200 千円 (2,400 千円)
監査役 (うち社外監査役)	4 名 (2 名)	9,200 千円 (5,000 千円)
合計	9 名	54,400 千円

- (注) 1. 当社の取締役（社外取締役を除く）に対する報酬制度は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る報酬体系とすることを基本方針とし、基本報酬と賞与及び業績連動型株式報酬を組み合わせ、取締役会で総額を決定した上で個別報酬の決定を代表取締役に一任しております。なお、社外取締役に対する報酬制度は、社外取締役の独立性の観点から基本報酬及び賞与としております。
2. 上記のほか、平成27年6月22日開催の第70期定時株主総会において承認された、当事業年度における役員報酬B I P信託引当金の繰入額は35,849千円であります。（取締役3名に対し 35,849千円）
3. 取締役に対する報酬等の額には、使用人兼務取締役1名の使用人給与分は含まれておりません。
4. 監査役の支給人員及び報酬等の額には、平成29年8月31日に辞任により退任した常勤監査役石毛哲男氏を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏 名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	井 上 守	株式会社オーシカ	顧問	当社と株式会社オーシカとの間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	只 腰 由紀夫	ボード株式会社	代表取締役	当社とボード株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		日本住宅パネル工業協同組合	理事	当社と日本住宅パネル工業協同組合との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	小 堀 優	みらい総合法律事務所	パートナー 弁護士	当社とみらい総合法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
		アイ・アール債権回収株式会社	取締役	当社とアイ・アール債権回収株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	芳 木 亮 介	Y Plus Advisory株式会社	代表取締役	当社とY Plus Advisory株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		芳木公認会計士事務所	代表	当社と芳木公認会計士事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社メディアサポート	社外監査役	当社と株式会社メディアサポートとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		リニューアブル・ジャパン株式会社	社外監査役	当社とリニューアブル・ジャパン株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 主要取引先等の特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

イ 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏 名	出 席 状 況	
取締役	井 上 守	取締役会 全 13回中 13回	—
取締役	只 腰 由紀夫	取締役会 全 13回中 13回	—
監査役	小 堀 優	取締役会 全 13回中 13回	監査役会 全 13回中 13回
監査役	芳 木 亮 介	取締役会 全 13回中 13回	監査役会 全 13回中 13回

発言状況については、各人がその経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。

ロ 当社の不祥事等に関する対応の概要
該当する事項はありません。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当する事項はありません。

⑤ 事業報告記載事項に関する意見
特にありません。

(5) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

赤坂有限責任監査法人

② 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	23,000 千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	— 千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000 千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由
監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性などを確認したうえで、監査時間及び報酬単価の算出根拠並びに算定内容を精査した結果、報酬等の額は妥当であることを確認し同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することができないことから、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について、会社法第340条第1項の各号に該当するなどの事実を確認したときは、速やかにその内容を精査し、監査継続が困難である、あるいは監査を行わせることが適当でないと判断した場合は、法令に定める手続きに従い、解任または不再任の手続きを行います。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、会計監査人が本契約の履行につき善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

Ⅳ．業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

１．業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、監督機能の分離及び独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行います。
- ② すべての役職員に「経営理念」の周知を図るとともに、法令、定款、社内規程、社会一般の規範等、職務の執行にあたり遵守すべき具体的な事項について、コンプライアンスを確保するための体制を構築しております。
- ③ コンプライアンスに係る通報機能及び相談機能を強化するため、すべての役職員を対象とする通報制度を設けるとともに、社外受付を弁護士事務所に設置しております。
- ④ 「反社会的勢力の排除」について基本方針を定めるとともに、すべての役職員が反社会的勢力と一切の関係を持たないこと、利用しないことの徹底を図っております。
- ⑤ 他の業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査を実施しております。これにより、内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を評価並びに改善し、業務執行の適正性を確保しております。
- ⑥ 監査役、内部監査人及び会計監査人は、定期的に連絡会を開催し、情報の共有に努め、三者連携により各監査の効果を高めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、経営会議議事録及び稟議書等、取締役の職務の執行に係わる文書その他の情報については、社内規程等に従い、適切に保管及び管理を行います。
- ② 取締役及び監査役は、議事録、稟議書、その他の重要な文書を常時閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険に関する規定その他の体制

コンプライアンス、風評、オペレーション、災害などのリスクに対応するため「リスク管理規程」を定め、当社全体のリスクの認識、発生の未然防止の検討を行う「リスク管理委員会」を定期的に開催しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時に開催しております。
- ② 組織及び職務権限に関する規程を定め、取締役の基本的職務・責任権限に関する事項及び管掌業務を明確にすることで組織の効率的な運営を図っております。

- (5) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ 子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、子会社の取締役会または経営会議に当社役員または従業員が参加しております。
 - ロ 当社は、子会社の経営内容を的確に把握するため、関係会社管理規程を定め必要に応じて関係資料等の提出を求めています。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程において、子会社のリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しております。
 - ロ 当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を運営し、グループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題・対応策を審議しております。
 - ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の経営内容を的確に把握するための関係資料等の提出を求め、適宜検討しております。
 - ロ 当社は子会社に対し、毎年1回以上、定期または臨時に内部監査室による業務監査を行っております。
 - ④ 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 当社は、子会社のすべての役職員に、当社が定めた「経営理念」の周知を図るとともに、法令、定款、社内規程、社会一般の規範等、職務の執行にあたり遵守すべき具体的な事項について、コンプライアンスを確保するための体制を構築しております。
 - ロ 当社は子会社が、当社が定めた「反社会的勢力の排除」についての基本方針と同一の方針を定め、すべての役職員が反社会的勢力と一切の関係を持たないこと、利用しないことの徹底を図っております。
 - ハ 当社は子会社に対し、当社の内部監査室による内部監査を実施しております。これにより、内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を評価並びに改善し、業務執行の適正性を確保しております。
 - ⑤ その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - イ 当社は、毎期、関係会社の業績を評価し、取締役会にて審議することとしております。
 - ロ 当社の経営管理部長及び所管部長が、子会社の指導・育成に努めることとしております。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役を補助するための使用人を置くことを求められた場合は、監査役直属として監査役の補助業務を行うために必要な専従担当者を置きます。

- (7) 「(6)」の使用人の取締役からの独立性に関する事項

他の業務を兼務する使用人が監査役の補助を行う場合には、以下の体制を構築しております。

- ① 監査役の使用人に対する指揮命令に関し、使用人の属する組織上の上位者による指揮命令を受けないこととします。
- ② 使用人の人事異動・人事考課・懲戒処分に関する事項については、監査役の同意を得てから行います。

- (8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を、当社の役職員に周知徹底しております。

- (9) 次に掲げる体制その他の当社の監査役に報告するための体制

- ① 当社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

イ 監査役は取締役会の他、重要な会議に出席し、業務執行状況の報告を受けません。

ロ 上記の重要な会議に付議されない重要な決裁書類及び報告等について、監査役はこれを開覧し、必要に応じ内容の説明を受けます。

ハ 取締役及び使用人は、次の事項を遅滞なく、監査役に報告します。

- i 法令、定款、コンプライアンス規程その他の社内規程に違反する重大事項
- ii 内部監査室が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）
- iii 会社に著しく損害を及ぼすおそれのある事項
- iv 当局の調査及び外部監査の結果、当局等から受けた行政処分等の事項
- v その他業務遂行上必要と判断した事項

- ② 子会社の取締役・監査役等及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告をするための体制

イ 子会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととしております。

ロ 子会社の役職員は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うこととしております。

- ハ 当社内部監査室、経営管理部は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告することとしております。

- (10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。

- (11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項

- ① 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。
- ② 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けております。

- (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、監査役監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的とした規則を定めております。
- ② 代表取締役は、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について、監査役と定期的に意見交換を行い相互の認識を深めるよう努めております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）のうち「会社法の一部を改正する法律」（平成26年度法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）の施行後、その基本方針に基づき以下の取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況といたしまして、取締役会は13回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役がすべての取締役会（全13回）に出席いたしました。その他、監査役会は13回、経営会議及び安全衛生委員会は12回、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を2回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及びその他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施するなどしております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社各部門の業務執行及び子会社の業務の監査並びに内部統制監査を実施いたしました。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成30年 3 月31日 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,603,481	流動負債	4,777,796
現金及び預金	2,754,754	支払手形及び買掛金	745,563
受取手形及び売掛金	1,404,895	短期借入金	900,000
商品及び製品	164,382	1年内償還予定の社債	226,000
仕掛品	104,340	1年内返済予定の長期借入金	1,019,464
原材料及び貯蔵品	144,482	未払金	1,491,627
繰延税金資産	9,363	未払法人税等	53,207
その他	1,022,473	賞与引当金	64,903
貸倒引当金	△1,211	固定資産撤去費用引当金	55,518
固定資産	18,706,606	その他	221,512
有形固定資産	18,407,501	固定負債	15,243,309
建物及び構築物	2,917,422	社債	2,605,000
機械装置及び運搬具	8,672,700	長期借入金	10,351,996
土地	6,604,515	繰延税金負債	1,346,845
建設仮勘定	172,925	役員報酬BIP信託引当金	108,691
その他	39,938	退職給付に係る負債	241,345
無形固定資産	42,841	受入敷金保証金	321,835
投資その他の資産	256,263	資産除去債務	265,025
投資有価証券	86,751	その他	2,571
長期貸付金	3,751	負債合計	20,021,105
破産更生債権等	4,591	(純資産の部)	
繰延税金資産	3,393	株主資本	3,724,454
敷金及び保証金	104,347	資本金	221,000
その他	58,420	資本剰余金	114,201
貸倒引当金	△4,991	利益剰余金	4,839,745
		自己株式	△1,450,492
		その他の包括利益累計額	27,116
		その他有価証券評価差額金	27,116
		非支配株主持分	537,411
		純資産合計	4,288,982
資産合計	24,310,088	負債及び純資産合計	24,310,088

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,921,658
売上原価		5,266,270
売上総利益		655,387
販売費及び一般管理費		1,532,552
営業損失(△)		△877,164
営業外収益		
受取利息	105	
受取配当金	2,784	
受取手数料	1,179	
受取補償金	7,000	
受取家賃	1,542	
受取保険金	3,424	
助成金収入	29,913	
その他	2,955	48,906
営業外費用		
支払利息	103,550	
社債利息	5,438	
資金調達費用	11,391	
その他	24,183	144,562
経常損失(△)		△972,821
特別利益		
固定資産売却益	4,013	
その他	22	4,036
特別損失		
固定資産売却損	25	
固定資産除却損	14,497	
固定資産撤去費用繰入額	55,518	
減損損失	211,274	
その他	6,097	287,413
税金等調整前当期純損失(△)		△1,256,198
法人税、住民税及び事業税		99,469
法人税等調整額		△19,342
当期純損失(△)		△1,336,325
非支配株主に帰属する当期純利益		66,551
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△1,402,877

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自 平成29年4月1日）
（至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	221,000	114,201	6,295,533	△1,450,384	5,180,350
当期変動額					
剰余金の配当			△52,910		△52,910
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△1,402,877		△1,402,877
自己株式の取得				△108	△108
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計			△1,455,788	△108	△1,455,896
当期末残高	221,000	114,201	4,839,745	△1,450,492	3,724,454

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	17,856	17,856	475,759	5,673,966
当期変動額				
剰余金の配当				△52,910
親会社株主に帰属する当期純損失(△)				△1,402,877
自己株式の取得				△108
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	9,259	9,259	61,651	70,911
当期変動額合計	9,259	9,259	61,651	△1,384,984
当期末残高	27,116	27,116	537,411	4,288,982

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

4 社

連結子会社の名称

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

T B 関西物流株式会社

株式会社カリブ

横浜エコロジー株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社または関連会社はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

商品は先入先出法による原価法、製品は
総平均法による原価法
(貸借対照表価額は、収益性の低下によ
る簿価切下げの方法により算定)

仕掛品

総平均法による原価法
(貸借対照表価額は、収益性の低下によ
る簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法
(貸借対照表価額は、収益性の低下によ
る簿価切下げの方法により算定)

② 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～60年
機械装置及び運搬具	2～17年

ロ 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ 役員報酬BIP信託引当金

役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、内規に基づき、役員に割り当てられるポイント見込み数に応じた当連結会計年度における給付見込額を計上しております。

ニ 固定資産撤去費用引当金

有形固定資産の撤去費用に備えるため、撤去費用見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 追加情報

役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、取締役の中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的に、業績連動型株式報酬制度として「役員報酬B I P信託」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

当該信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付帯費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、131,109千円及び83,086株であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

土地	5,528,063 千円
建物及び構築物	2,494,091 千円
機械及び装置	8,120,512 千円
建設仮勘定	43,478 千円
計	16,186,145 千円

② 担保に係る債務

社債（1年内償還予定の社債含む）	2,831,000 千円
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	10,946,875 千円
計	13,777,875 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,875,078 千円

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) たな卸資産の帳簿価額の切下げに関する注記

期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

たな卸資産評価損

633, 469 千円

(2) 減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額（千円）
合板・加工工場 （東京都江東区）	W P C 製造設備	機械及び装置	210, 067
		工具、器具及び備品	1, 206

① 資産のグルーピング

当社グループは、管理会計上の区分を基礎とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングを行っております。

② 減損損失の認識に至った経緯

収益の低下している固定資産に減損の兆候が認められることから、回収可能性を検討した結果、当該固定資産につき回収可能価額まで減額しております。

③ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額に基づいて算定しております。売却や他の転用が困難な資産については零としております。回収可能価額を正味売却価額により測定する場合は、主として不動産鑑定評価またはそれに準ずる方法により算定しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
普通株式	3,660,369	-	-	3,660,369

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当金	基準日	効力発生日
平成29年6月20日 定時株主総会	普通株式	52,910千円	20円00銭	平成29年3月31日	平成29年6月21日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当金	基準日	効力発生日
平成30年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	52,909千円	20円00銭	平成30年 3月31日	平成30年 6月21日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、木材環境ソリューション事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主として銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主として設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長15年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは与信管理規程に従い、営業債権について、各部門における営業担当者が主要な取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部門からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,754,754	2,754,754	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,404,895	1,404,895	-
資産計	4,159,649	4,159,649	-
(1) 支払手形及び買掛金	745,563	745,563	-
(2) 短期借入金	900,000	900,000	-
(3) 社債	2,831,000	2,823,288	7,711
(4) 長期借入金	11,371,460	11,704,024	△332,564
負債計	15,848,023	16,172,877	△324,853

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

社債の時価については、市場価格が無い場合元利金の合計額を社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都において賃貸用の不動産（賃貸商業施設及び土地）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
681, 278 千円	2, 926, 122 千円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっています。また直近の不動産鑑定評価を行った時から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっています。また、一部の建物等の償却性資産については、適正な帳簿価額をもって時価とみなしております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1, 464 円 09 銭
1株当たり当期純損失金額(△)	△547 円 48 銭

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎

親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△1, 402, 877 千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△1, 402, 877 千円
普通株式の期中平均株式数	2, 562, 442 株

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純損失金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純損失金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当連結会計年度83,086株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度83,086株であります。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成30年 3 月31日 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4, 174, 171	流動負債	4, 571, 930
現金及び預金	1, 464, 721	支払手形	531, 244
受取手形	813, 352	買掛金	146, 104
売掛金	492, 752	短期借入金	900, 000
商品及び製品	163, 901	1 年内償還予定の社債	226, 000
仕掛品	104, 340	1 年内返済予定の長期借入金	1, 019, 464
原材料及び貯蔵品	123, 473	未払金	1, 543, 506
前払費用	39, 838	未払費用	41, 280
未収入金	953, 934	未払法人税等	1, 578
その他	17, 856	前受金	18, 971
固定資産	18, 358, 275	賞与引当金	49, 692
有形固定資産	18, 086, 855	固定資産撤去費用引当金	55, 518
建物	2, 425, 126	その他	38, 570
構築物	330, 024	固定負債	15, 067, 993
機械及び装置	8, 434, 863	社債	2, 605, 000
車両運搬具	87, 871	長期借入金	10, 351, 996
工具、器具及び備品	31, 529	繰延税金負債	1, 346, 845
土地	6, 604, 515	退職給付引当金	241, 345
建設仮勘定	172, 925	役員報酬BIP信託引当金	108, 691
無形固定資産	37, 360	受入敷金保証金	202, 020
ソフトウェア	30, 959	資産除去債務	212, 095
その他	6, 401	負債合計	19, 639, 924
投資その他の資産	234, 058	(純資産の部)	
投資有価証券	86, 751	株主資本	2, 865, 406
関係会社株式	69, 056	資本金	221, 000
出資金	31, 379	資本剰余金	114, 201
長期貸付金	3, 751	資本準備金	19, 956
破産更生債権等	4, 591	その他資本剰余金	94, 245
長期前払費用	18, 375	利益剰余金	3, 980, 697
敷金及び保証金	21, 865	利益準備金	55, 988
その他	3, 280	その他利益剰余金	3, 924, 709
貸倒引当金	△4, 991	固定資産圧縮積立金	1, 308
		特別償却積立金	93, 142
		別途積立金	4, 500, 000
		繰越利益剰余金	△669, 741
		自己株式	△1, 450, 492
		評価・換算差額等	27, 116
		その他有価証券評価差額金	27, 116
		純資産合計	2, 892, 523
資産合計	22, 532, 447	負債及び純資産合計	22, 532, 447

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成29年 4 月 1 日)
(至 平成30年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,530,608
売上原価		4,360,787
売上総利益		169,821
販売費及び一般管理費		1,394,791
営業損失(△)		△1,224,969
営業外収益		
受取利息	93	
受取配当金	14,784	
受取手数料	72,449	
受取保険金	1,542	
助成金収入	29,913	
その他	5,603	124,387
営業外費用		
支払利息	103,550	
社債利息	5,438	
資金調達費用	11,391	
その他	24,180	144,559
経常損失(△)		△1,245,142
特別利益		
固定資産売却益	613	
その他	22	636
特別損失		
固定資産売却損	25	
固定資産除却損	14,497	
固定資産撤去費用引当金繰入額	55,518	
減損損失	211,274	
その他	6,097	287,413
税引前当期純損失(△)		△1,531,919
法人税、住民税及び事業税		1,527
法人税等調整額		△17,764
当期純損失(△)		△1,515,682

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成29年 4 月 1 日)
(至 平成30年 3 月31日)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	特別償却積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	221,000	19,956	94,245	114,201	55,988	1,964	124,167	4,500,000	867,171	5,549,291
当期変動額										
剰余金の配当									△52,910	△52,910
当期純損失(△)									△1,515,682	△1,515,682
圧縮積立金の取崩						△656			656	-
特別償却積立金の取崩							△31,024		31,024	-
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計						△656	△31,024		△1,536,912	△1,568,593
当期末残高	221,000	19,956	94,245	114,201	55,988	1,308	93,142	4,500,000	△669,741	3,980,697

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,450,384	4,434,108	17,856	17,856	4,451,964
当期変動額					
剰余金の配当		△52,910			△52,910
当期純損失(△)		△1,515,682			△1,515,682
圧縮積立金の取崩		-			-
特別償却積立金の取崩		-			-
自己株式の取得	△108	△108			△108
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			9,259	9,259	9,259
当期変動額合計	△108	△1,568,701	9,259	9,259	△1,559,441
当期末残高	△1,450,492	2,865,406	27,116	27,116	2,892,523

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	

時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により 算定)
---------	--

時価のないもの	移動平均法による原価法
---------	-------------

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品	商品は先入先出法による原価法、製品は 総平均法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下によ る簿価切下げの方法により算定)
--------	---

仕掛品	総平均法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下によ る簿価切下げの方法により算定)
-----	---

原材料及び貯蔵品	先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下によ る簿価切下げの方法により算定)
----------	--

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物
(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備
及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～39年
構築物	7～60年
機械及び装置	2～8年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に
基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員に対する退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。なお、期末要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

④ 役員報酬B I P信託引当金

役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、内規に基づき、役員に割り当てられるポイント見込み数に応じた当事業年度末における給付見込額を計上しております。

⑤ 固定資産撤去費用引当金

有形固定資産の撤去費用に備えるため、撤去費用見積額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 追加情報

役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、取締役の中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的に、業績連動型株式報酬制度として「役員報酬B I P信託」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

当該信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付帯費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、131,109千円及び83,086株であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

土地	5,528,063 千円
建物及び構築物	2,494,091 千円
機械及び装置	8,120,512 千円
建設仮勘定	43,478 千円
計	16,186,145 千円

② 担保に係る債務

社債（１年内償還予定の社債含む）	2,831,000 千円
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）	10,946,875 千円
計	13,777,875 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

9,704,150 千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,729 千円
短期金銭債務	106,584 千円
長期金銭債務	111,300 千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引	
売上高	194,995 千円
仕入高	106,174 千円
販売費及び一般管理費	435,824 千円
営業取引以外の取引	83,305 千円

(2) たな卸資産の帳簿価額の切下げに関する注記

期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

たな卸資産評価損	633,469 千円
----------	------------

(3) 減損損失

当社は、以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額（千円）
合板・加工工場 （東京都江東区）	W P C 製造設備	機械及び装置	210,067
		工具、器具及び備品	1,206

① 資産のグルーピング

当社は、管理会計上の区分を基礎として、将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングを行っております。

② 減損損失の認識に至った経緯

収益の低下している固定資産に減損の兆候が認められることから、回収可能性を検討した結果、当該固定資産につき回収可能価額まで減額しております。

③ 回収可能価額の算出方法

回収可能価額は、正味売却価額に基づいて算定しております。売却や他の転用が困難な資産については零としております。回収可能価額を正味売却価額により測定する場合は、主として不動産鑑定評価またはそれに準ずる方法により算定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
普通株式	1,097,911	67	-	1,097,978

(注) 役員報酬BIP信託が所有する当社株式を、当期首株式数に83,086株、当期末株式数に83,086株含んでおります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	17,305 千円
退職給付引当金	73,900 千円
役員報酬BIP信託引当金	33,281 千円
固定資産撤去費用引当金繰入額	16,999 千円
貸倒引当金繰入額超過額	1,528 千円
減損損失	67,374 千円
たな卸資産評価損	237,873 千円
減価償却超過額	17,317 千円
資産除去債務	64,943 千円
繰越欠損金	498,490 千円
その他	3,276 千円
繰延税金資産小計	1,032,290 千円
評価性引当額	△1,032,290 千円
繰延税金資産合計	- 千円

繰延税金負債

圧縮記帳積立金	123,299 千円
特別償却準備金	41,077 千円
土地評価益	1,170,014 千円
その他有価証券評価差額金	11,967 千円
その他	486 千円
繰延税金負債合計	1,346,845 千円
繰延税金負債の純額	1,346,845 千円

(注) 繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産	- 千円
固定資産—繰延税金資産	- 千円
固定負債—繰延税金負債	1,346,845千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社カリブ	所有 直接 100%	店舗の賃貸 役員の兼任	賃貸料の受取 (注1)	180,024	前受金	16,200
				敷金の受入	-	受入敷金保証金	111,300

(注1) 取引価格については、近隣の取引実勢等を参考にして、交渉のうえ決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,128 円 84 銭
1株当たり当期純損失金額(△)	△591 円 50 銭

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎

当期純損失(△)	△1,515,682 千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る当期純損失(△)	△1,515,682 千円
普通株式の期中平均株式数	2,562,442 株

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純損失金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純損失金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当事業年度83,086株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度83,086株であります。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月15日

東京ボード工業株式会社

取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池 田 勉 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 荒 川 和 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京ボード工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京ボード工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類等に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月15日

東京ボード工業株式会社

取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池 田 勉 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 荒 川 和 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京ボード工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準、監査の方針及び職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制その他株式会社の子会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社から事業の報告を求め、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月21日

東京ボード工業株式会社 監査役会

常勤監査役 菅 野 英 治 ㊟

社外監査役 小 堀 優 ㊟

社外監査役 芳 木 亮 介 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当金に関する事項

当期の期末配当金につきましては株主の皆様への適切な利益還元を基本方針としております。この配当方針に基づき、第73期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円00銭といたしたく存じます。

(うち、普通配当20円00銭)

なお、配当総額は52,909,540円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月21日といたしたく存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役5名全員が任期満了となりますので、新たに取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の指名に当たっては、当社の業務に精通または高い専門性を有することを基本方針とし、代表取締役と事前に面談を行い、慎重に検討したうえで取締役会に上程しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する当社 株式の数 (2) 当社との間の 特別の利害関係
1	いのうえ ひろゆき 井 上 弘 之 (昭和41年12月29日) 【重 任】	平成3年4月 ホクヨーブライウッド株式会社入社 平成7年1月 当社入社 当社取締役経理部長 就任 平成8年1月 当社取締役リサイクル部長 就任 平成13年1月 当社代表取締役常務 就任 平成15年1月 当社代表取締役専務 就任 平成16年2月 横浜エコロジエ株式会社 代表取締役専務 就任（現任） 平成16年4月 株式会社ワンダーワークス（現株式会社カリブ）代表取締役社長 就任 平成16年8月 ティー・ビー・ロジスティックス有限会社（現 ティー・ビー・ロジスティックス株式会社）取締役 就任 平成20年6月 当社代表取締役社長 就任（現任） 平成21年6月 株式会社カリブ 代表取締役会長 就任 平成22年6月 ティー・ビー・ロジスティックス株式会社 取締役会長 就任（現任） 平成26年4月 株式会社カリブ 取締役会長 就任（現任） 平成28年5月 ボード株式会社 社外取締役 就任（現任） (重要な兼職の状況) ティー・ビー・ロジスティックス株式会社 取締役会長 株式会社カリブ 取締役会長 横浜エコロジエ株式会社 代表取締役専務 T・B・H株式会社 代表取締役 ボード株式会社 社外取締役	(1) 744,543 株 (2) なし

(注) 取締役候補者井上弘之氏につきましては、平成7年に当社の取締役経理部長として就任した後、取締役リサイクル部長を経て、平成13年に代表取締役常務に就任、平成20年には代表取締役社長に就任いたしました。また、各子会社の取締役に就任するなど、当社グループ全体に亘る豊富な管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する当社 株式の数 (2) 当社との間の 特別の利害関係
2	い し げ ま さ ひ ろ 石 毛 正 広 (昭和31年8月2日) 【重 任】	昭和53年10月 大洋プライウッド株式会社 (現 当社) 入社 平成8年2月 ファミリーボード株式会社 出向 平成14年1月 当社復帰 平成17年8月 ティー・ビー・ロジスティック ス有限会社 (現 ティー・ビー・ ロジスティックス株式会社) 取 締役 就任 (現任) 平成21年6月 当社執行役員営業部長 就任 平成22年6月 当社取締役営業部長 就任 平成24年6月 TB関西物流株式会社 取締役就任 (現任) 当社取締役製造部長 就任 平成25年6月 当社取締役事業本部長 就任 平成26年6月 当社取締役 (製造担当) 就任 (現任) (重要な兼職の状況) ティー・ビー・ロジスティックス株式会社 取締役 T B 関西物流株式会社 取締役	(1) 23,000 株 (2) なし
3	お ま た た く ひ こ 尾 股 拓 彦 (昭和36年11月8日) 【重 任】	昭和59年4月 株式会社マルコー 入社 平成3年9月 株式会社アートフォーラム 入社 平成9年1月 株式会社R・E入社 同社管理部長 就任 平成17年2月 株式会社ラ・パルレ 入社 平成20年4月 同社経理部長 就任 平成21年12月 同社経理部長兼情報システム部長 就任 平成23年4月 当社入社 経営管理部部長代理 就任 平成23年8月 当社経営管理部 IPO準備室室長 就任 平成24年6月 当社経営管理部 経営企画室室長 就任 平成26年2月 当社取締役経営管理部部長 就任 (現任)	(1) - 株 (2) なし
4	お お や の ふ き 大 矢 宣 之 (昭和30年11月10日) 【新 任】	昭和55年4月 丸紅株式会社 入社 平成12年4月 丸紅インドネシア会社 赴任 平成18年4月 丸紅建材株式会社 出向 平成19年4月 同社製品貿易部長兼上海事務所長 就任 平成20年7月 同社人事総務部長 就任 平成22年4月 同社執行役員人事総務部長 就任 平成23年7月 同社取締役人事総務部長 就任 平成26年4月 同社転籍 平成28年4月 当社顧問就任 (現任)	(1) - 株 (2) なし

- (注) 1. 取締役候補者石毛正広氏につきましては、当社営業部長を経て取締役として製造関係に従事しております。当社において豊富な業務経験と、経営全般に亘る管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。
2. 取締役候補者尾股拓彦氏につきましては、平成23年に当社経営管理部部長代理として入社した後、経営企画室室長を経て平成26年に取締役経営管理部部長に就任するなど、経営管理全般と財務経理業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。
3. 取締役候補者大矢宣之氏につきましては、商社における木材関連業務を通じ幅広い見識と豊富な経験を有していることから、当社の経営体制の強化に活かしたく新たに取締役候補者となりました。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する当社 株式の数 (2) 当社との間の 特別の利害関係
5	井 上 守 (昭和23年 8 月12日) 【重 任】	昭和47年 4 月 住友林業株式会社 入社 平成12年 4 月 住友林業クレックス株式会社 取締役社長 就任 平成13年11月 住友林業クレスト株式会社 取締役社長 就任 平成16年 4 月 住友林業株式会社 営業本部営 業統括部長 (兼) 同本部営業管 理部長 就任 平成16年 6 月 同社執行役員 就任 平成17年10月 安宅建材株式会社 社長 就任 平成18年 4 月 住友林業株式会社 常務執行役員 海外事業本部 本部長 就任 平成18年 6 月 同社取締役常務執行役員 就任 平成20年 6 月 同社代表取締役専務執行役員 就任 平成23年 6 月 同社顧問 就任 平成25年11月 当社顧問 就任 平成26年 1 月 株式会社オーシカ 顧問 就任 (現任) 平成26年 6 月 当社社外取締役 就任 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社オーシカ 顧問	(1) - 株 (2) なし
6	只 腰 由 紀 夫 (昭和28年 1 月14日) 【重 任】	昭和50年 4 月 株式会社トーメン 入社 昭和55年 4 月 ボード株式会社 入社 昭和57年 5 月 同社取締役 就任 平成 5 年 5 月 同社常務取締役 就任 平成 9 年 5 月 同社取締役副社長 就任 平成12年 5 月 同社代表取締役社長 就任 (現任) 平成27年 6 月 当社社外取締役 就任 (現任) (重要な兼職の状況) ボード株式会社 代表取締役社長 日本住宅パネル工業協同組合 理事	(1) - 株 (2) なし

- (注) 1. 井上守氏及び只腰由紀夫氏は、社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役候補者の選任理由
井上守氏につきましては、他の会社の経営者として、住宅建築や建材など多岐にわたる分野において幅広い見識と豊富な経験を有していることから、当社の経営体制の強化に活かして頂きたい、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
只腰由紀夫氏につきましては、他の会社の経営者として、住宅建築や建材など多岐にわたる分野において幅広い見識と豊富な経験を有していることから、当社の経営体制の強化に活かして頂きたい、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
3. 取締役候補者井上守氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。また、取締役候補者只腰由紀夫氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
4. 井上守氏及び只腰由紀夫氏の両氏と当社の間では、社外取締役として任務を怠ったことにより、当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額までその責任を当然に免除する旨の責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認されたときは、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役3名全員が任期満了となりますので、新たに監査役3名（うち社外監査役2名）の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する当社 株式の数 (2) 当社との間の 特別の利害関係
1	菅 野 英 治 (昭和30年12月7日) 【重 任】	昭和49年4月 日本鋼管株式会社 入社 平成5年8月 パワーシステム株式会社 入社 平成11年10月 株式会社ファイブ 代表取締役 就任 平成18年8月 当社 入社 平成19年8月 当社製造管理部営繕課課長 就任 平成23年8月 当社IPO準備室 室長代理就任 平成24年8月 当社経営企画室 次長就任 平成27年4月 当社製造部管理課 次長就任 平成27年12月 当社定年退職につき囑託 平成29年8月 当社監査役就任（現任） ティー・ビー・ロジスティック ス株式会社 監査役就任（現任） T B 関西物流株式会社 監査役就 任（現任） 株式会社カリブ 監査役就任（現任） (重要な兼職の状況) ティー・ビー・ロジスティックス株式会社 監査役 T B 関西物流株式会社 監査役 株式会社カリブ 監査役	(1) 366 株 (2) なし

(注) 監査役候補者菅野英治氏につきましては、平成18年に当社入社以来、製造部を経て経営企画室に勤務するなど、10年間に亘る当社業務を通じ豊富な知識と経験を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き監査役候補者といたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する当社 株式の数 (2) 当社との間の 特別の利害関係
2	こ ぼ り 小 堀 優 (昭和48年 7 月 11日) 【重 任】	平成17年11月 (旧) 司法試験合格 平成19年 9 月 みらい総合法律事務所入所 平成25年 2 月 みらい総合法律事務所パートナー (現任) 平成25年 6 月 当社社外監査役就任 (現任) 平成27年 6 月 アイ・アール債権回収株式会社 取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) みらい総合法律事務所 パートナー弁護士 アイ・アール債権回収株式会社 取締役	(1) - 株 (2) なし
3	よ し き り ょ う す け 芳 木 亮 介 (昭和49年 4 月 25日) 【重 任】	平成13年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任 監査法人トーマツ) 入所 平成17年 9 月 公認会計士登録 平成18年10月 G C A株式会社 入社 平成21年 3 月 清和監査法人 入所 平成25年 2 月 Y Plus Advisory株式会社 代表 取締役 就任 (現任) 平成25年 7 月 芳木公認会計士事務所 代表 就任 (現任) 平成27年 1 月 株式会社メディアサポート 社外 監査役 就任 (現任) 平成27年 6 月 当社社外監査役 就任 (現任) リニューアブル・ジャパン株式 会社 社外監査役 就任 (現任) (重要な兼職の状況) Y Plus Advisory株式会社 代表取締役 芳木公認会計士事務所 代表 株式会社メディアサポート 社外監査役 リニューアブル・ジャパン株式会社 社外監査役	(1) - 株 (2) なし

(注) 1. 小堀優氏及び芳木亮介氏は、社外監査役候補者であります。

2. 社外監査役候補者の選任理由

小堀優氏につきましては、弁護士として豊富な知識と経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

芳木亮介氏につきましては、公認会計士として豊富な知識と経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

3. 監査役候補者小堀優氏は、現在、当社の社外監査役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって5年となります。また、監査役候補者芳木亮介氏は、現在、当社の社外監査役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。なお、監査役候補者の小堀優氏及び芳木亮介氏の両名は、東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。

4. 当社は、小堀優氏及び芳木亮介氏が社外監査役に就任された場合、両氏との間で社外監査役として任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額までその責任を当然に免除するものとする責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「業績連動型株式報酬」にて構成されていますが、本議案では、報酬構成のうち、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続をお願いするものであります。

本制度は、取締役の報酬と当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも共有することで、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるものであり、また、株主価値の上昇にも資することから、本制度の継続は相当であると判断しております。

本議案は、平成27年6月22日開催の第70期定時株主総会において「取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件」でご承認いただきました本制度について、当社を取り巻く経営環境、事業環境等を踏まえ、制度の大枠は同様としつつ、抛出上限額・交付株式数を以下「2. 本制度における報酬等の額・内容等」に定める通りにそれぞれ変更した上で、継続することを提案するものであります。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が抛出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、業績達成度及び役位等に応じて当社の取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が交付及び給付（以下「交付等」という。）される株式報酬制度です。（詳細は下記(2)以降のとおり。）

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が抛出する金員の上限 （下記(2)のとおり。）	・ 3事業年度を対象として、合計110百万円
取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法（下記(2)及び(3)のとおり。）	・ 取締役が付与を受けることができるポイント数の1年あたりの総数の上限は14,500ポイントであり、取締役が交付を受ける当社株式の数の上限は、3事業年度からなる対象期間を対象として43,500株（1年あたりに取締役に付与されるポイントの上限に相当する株式数の当社発行済株式総数（平成30年3月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は0.39%） ・ 本信託は当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得する予定
③業績達成条件の内容 （下記(3)のとおり。）	・ 毎事業年度の連結経常利益の達成度に応じて変動
④取締役に対する当社株式等の交付等の時期 （下記(4)のとおり。）	・ 原則として取締役退任時

(2) 当社が拠出する金員の上限

当社は、平成27年に導入した本制度を以下の内容に改定の上、継続します。継続後の本制度は、連続する3事業年度（当初は平成31年3月31日で終了する事業年度から平成33年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに合計110百万円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として、対象期間ごとに43,500株（株式分割・株式併合等が生じた場合は比率に応じて調整する。）を上限に当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。当社は、信託期間中、取締役に対するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、本信託から当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本制度または新たな株式報酬制度として本信託を継続することがあり得ます。その場合、信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに110百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、当社は取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は当社株式等の交付等を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長時に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、110百万円の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあり得ます。また、信託終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、それ以降、取締役に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役が退任し、当該取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあり得ます。

(3) 取締役に対して交付等が行われる当社株式等の算定方法及び上限

本信託の信託期間中に取締役が付与するポイントの総数は、1事業年度あたり14,500ポイントを上限とし、対象期間中に取締役に対して交付等を行う当社株式等の総数は43,500株を上限とします。取締役に対して交付等を行う当社株式等の総数の上限は、上記(2)の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しています。

取締役は、信託期間中の毎年一定の時期に、同年3月31日で終了した事業年度(以下「評価対象事業年度」という。)における業績達成度及び役位等に応じて、ポイントが付与されます。ポイントの付与は、信託期間内において毎年行われます。

各取締役の退任時に、ポイントの累積値(以下「累積ポイント」という。)を算定し、累積ポイントに応じた株式等の交付等が行われます。

1ポイントは当社株式1株とします。信託期間中に株式分割・株式併合等の累積ポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

各評価対象事業年度において、各取締役のポイントは、以下の算定式によって決定されます(1ポイント未満の端数は切り捨てる。)

[ポイント算定式]

ポイント = 14,200ポイント× 業績係数(※1)×付与配分(※2)

- (※1) 当社が評価対象事業年度の期初に発表する業績予想における連結経常利益額に対する当該評価対象事業年度の連結経常利益額の達成度に応じて定まる以下の係数。ただし、評価対象事業年度の連結決算において当期純損失の場合、業績係数は0とする

達成度	業績係数
100%以上	1.0
90%以上100%未満	0.9
80%以上 90%未満	0.8
70%以上 80%未満	0.7
60%以上 70%未満	0.6
60%未満	0.5

達成度＝連結経常利益額実績÷連結経常利益額（業績予想）

- (※2) 各取締役の役位係数（a）×在任係数（b）を評価対象事業年度末日時点で在任する全取締役の役位係数×在任係数の合計で除した数値

役位係数（a）

会長	0.7
社長	1.0
専務・常務	0.7
取締役	0.5

在任係数（b）

取締役在任月数	係数 ①
23ヶ月以下	0.5
24ヵ月以上59ヵ月以下	0.8
60ヵ月以上119ヵ月以下	1.0
120ヵ月以上	1.2

代表取締役在任月数	係数 ②
23ヶ月以下	0.8
24ヵ月以上59ヵ月以下	1.0
60ヵ月以上	1.2

代表取締役の場合、係数①と係数②のうち高い係数を使用するものとする。

(4) 取締役に対する株式交付

当社の取締役が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時まで付与されていた累積ポイントに対応する数の当社株式等について、退任後に本信託から交付等を受けることができます。このとき、当該取締役は、累積ポイントの75%（単元未満株数は切捨）に相当する数の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、受益者要件を充足した取締役が在任中に死亡した場合、上記(3)に基づき算出される累積ポイントに応じた当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

信託期間中は経営への中立性を確保するため、本信託内にある当社株式の議決権は行使されません。

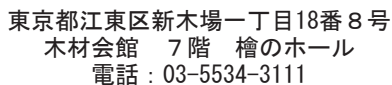
(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

なお、本制度の詳細については、平成30年5月14日付「業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上

本定時株主総会の会場は、下記のとおりでございます。



JR 京葉線「新木場」駅 徒歩 6 分
東京メトロ 有楽町線「新木場」駅 徒歩 7 分
りんかい線「新木場」駅 徒歩 7 分
都営バス「新木場」駅 徒歩 4 分

R100
古紙配合率100%再生紙を使用しています